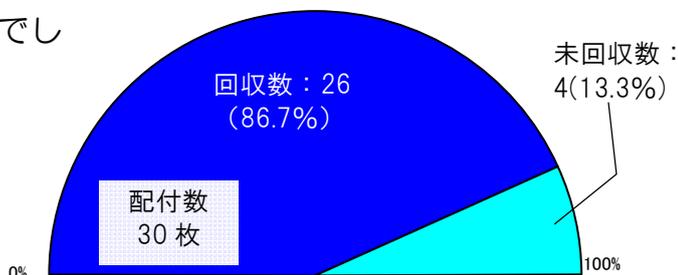


1) 土地、建物に関するアンケート調査結果

1) 配付・回収状況

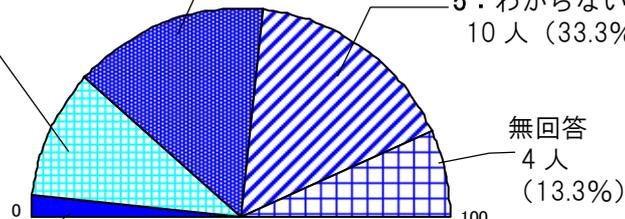
今回のアンケート調査の配布数は30、回収数は26で回収率は86.7%でした。

配布数	30
回収数	26
回収率	86.7%



2) 土地、建物の活用意向について

- 「今すぐにでも」0人
 - 「良い条件であれば」は1人でした。
 - 「いつかは処分したいが当分は現在のまま」が6人でした。
 - 「将来にわたって売ったり貸したりしない」が9人(30%)でした。
 - 「わからない」が10人と全体の1/3を占めました
- 3: いつかは処分したいが当分は現在のまま 6人(20%)
- 4: 将来にわたって売ったり貸したりしない 9人(30%)
- 5: わからない 10人(33.3%)
- 無回答 4人(13.3%)
- 2: 良い条件であればここ数年で売ったり貸したりしたい。 1人(3.3%)



選 択 肢	回答数
1、今すぐにでも、所有する土地の全部または一部を売ったり貸したりしたい。	0
2、良い条件であれば、所有する土地の全部または一部を売ったり貸したりしたい。	1
3、いつかは処分したいと考えているが、当分は現在のままである。	6
4、将来にわたって、売ったり貸したりするつもりはない。	9
5、わからない	10
6、その他()	0
無回答	4

3) 新規居住者の住宅区域の指定希望者

問2の(2)新規居住者の住宅区域(だれでも許可を取って住宅を建築できる区域)指定を希望された方は1人でした。

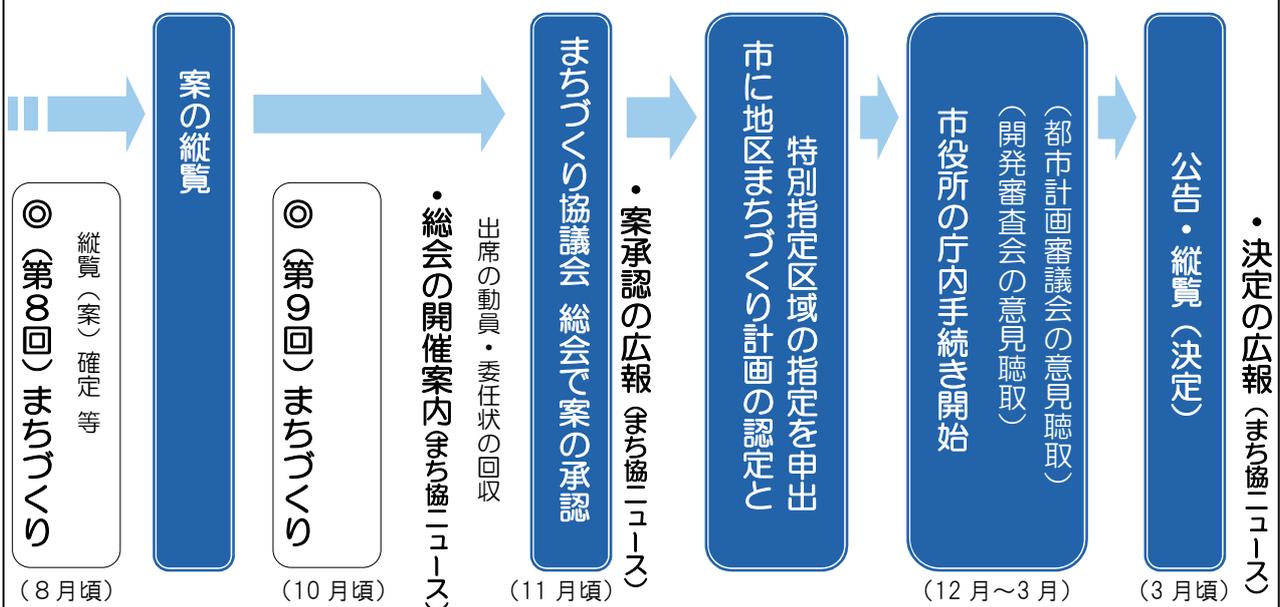
但し、この「新規居住者の住宅区域」は農振農用地(整備した田畑)については、特別指定区域対象外とされており、せっかくのご希望にも指定できない懸念があります。

なお、特別指定区域の中で「地縁者の住宅区域」(小学校区域内に通算10年以上居住していた者が住宅を建築できる区域)の指定にあたっては、特に同意書の提出は必要ありません。



◆地区まちづくり計画の認定、特別指定区域の指定に向けて◆

今後は、以下のような流れで地区まちづくり計画(案)、及び特別指定区域(案)の承認を受け、市に認定・指定の申請を行っていく予定です。



当地区の田園まちづくりについてご意見、ご質問がありましたら、下記までお問合せ下さい。磐東地区まちづくり協議会 会長 (TEL:)